

商品概要説明書 マイカーローン（一般型C）

（2023年10月1日現在）

商品名	マイカーローン（一般型C）	返済方法	〇元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。						
ご利用いただける方	〇地区内に在住または在勤の方。 〇お借入時の年齢が満18歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方（お借入時の年齢が満20歳未満の方は、店頭での受付のみとなります）。 〇継続して安定した収入のある方。ただし、新卒内定者で、入社月の3か月前以降に借入申込みいただく場合を除く。 〇当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。 〇その他当JAが定める条件を満たしている方。	担保	〇不要です。						
資金使途	〇ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金（借入申込日から過去3か月以内にお支払済みの資金を含む。）が対象です。ただし、営業用自動車、個人間売買に伴う資金は除きます。 なお、借入にかかる諸費用（事務手数料、振込手数料、印紙代）については資金使途に含めることができるものとします。 ①自動車・バイク・除雪機（いずれも中古を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。 ②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。 ③運転免許の取得のためのご資金。 ④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。 ⑤車庫建設のためのご資金。 ⑥他金融機関・信販会社等自動車ローンの借換資金（残価設定型クレジット含む。）。 〇農業従事者に限り軽トラックを資金使途に含めることができます。 〇上記に加え、マイカーローン（残価設定型）における残価返済資金については、残価額を上限としてお借換いただけるほか、自動車の売却額が残価を下回った場合の不足額についても、その不足額を上限としてお借換いただけます。	保証人	〇当JAが指定する保証機関（三菱UFJニコス株式会社）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。						
借入期間	〇据置期間を含め6か月以上10年以内とします。 なお、据置期間は新卒内定者のみを対象とし、ご融資日からご融資対象者の入社前末日までの範囲内とします（最大3か月）。 ただし、マイカーローン（残価設定型）における残価返済資金をお借換する場合は、残価設定期間を含め10年（120か月）以内となります。	団体信用生命共済（保険）	〇ご希望により当JA所定の団体信用生命共済（保険）のいずれかにご加入いただけます。なお、共済掛金は当JAが負担いたしますが、選択される団体信用生命共済（保険）の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。 <table border="1"> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>年0.3%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.5%</td> </tr> <tr> <td>9大疾病補償保険</td> <td>年0.6%</td> </tr> </table>	団体信用生命共済（特約なし）	年0.3%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.5%	9大疾病補償保険	年0.6%
団体信用生命共済（特約なし）	年0.3%								
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.5%								
9大疾病補償保険	年0.6%								
借入利率	〇次のいずれかよりご選択いただけます。【変動金利型】お借入時の利率は3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。 お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（パーソナルプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。 【固定金利型】 お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。 〇お借入利率には、年0.79%または1.35%の保証料を含みます。 〇利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。	手数料	〇ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合の、事務手数料（消費税等含む。）は無料です。 〇ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合の条件変更手数料（消費税等含む。）は無料です。						
		苦情処理措置および紛争解決措置の内容	〇苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店（所）または金融共済部（電話：0187-42-8091）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 〇紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）						
		その他	〇お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 〇印紙税が別途必要となります。 〇現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。 〇連帯債務者どちらかの連生団体信用生命共済（保険）により本ローンが完済された場合、もう一方の債務者のローンが免除された部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。						